ジャランジャラン:インドネシア語で、散歩する、という意味。

ジャランジャラン 霞が関 on line

その8 財務省編

前 (一社) 公共建築協会公共建築研究所総括主席研究員 白川 和司



今回は、財務省のページをジャラ ンジャランしてみました。

ここでは、金融関係の話題が、多 数出ていますが、簡単に仕事の内容 がわかるところはないか、と見てい ますと、ここにもありましたね。 キッズコーナーが。この中に、税・ 財務 Q&A コーナー、というのがあ りまして、財務省は、どのような仕 事をしているのですか、というもの がありました。回答をみてみます と、実にみごと。これだけシンプル に表現できるのか、と驚きました。 その中で、国会議事堂、最高裁判所 を国の施設の例に出ていますが、 3権分立ではあっても、税金と関係 のある施設という点では、国民目線 で、財務省が、その活用方法を見て いるよ、ということでしょう。

次に、トップベージに戻りまして、公共建築に関連する国有財産のページを見てみました。まず、国有財産の現在額を見てみますと、全体が、約105兆円、そのうち、行政財産は、23兆円あまりとなっていました。残りが普通財産ということですはありますが、独立行政法人等への出資などでした。なお、道路、河川の公共用財産は含まれていない、ということです。このあたりは、財産計とよるものの流動性の違いによる差なのかな、とか、想像しています。

次に、各省各庁所管財産実態監査 等、というページを見てみました。 その中には、未利用国有地のリスト も掲載されており、もし、どこかに 土地を探している、というような方 には、興味深い資料ではないでしょ うか。また、その中で、賃貸借して いる施設の面積に関し、過剰な場合の是正の話も書かれていました。適正な面積規模については、ファシリティーマネジメントの基本ではありますが、どうしても、物理的な建物の場合、間仕切りが固定されていたり、オーナーの意向があったりするので、そのあたり、ご苦労された中での調整なのかな、と想像したりしています。

次に、**国有財産レポート**のページ を見てみました。ここに、国有財産 行政の概略図が掲載されていまし た。100 兆円を超える国有財産を有 効に、透明性をもって管理してい く、という趣旨が読み取れました。 はじめに、のページをあけてみます と、閉じられた国有財産ではなく、 国民生活に貢献していく国有財産の あり方を目指しているように感じま す。こうしたポリシーが、さらに発 展していくことによって、新たなア イデアにつながっていくように思い ます。さらに、第二部行政財産を開 き、第3章庁舎・宿舎財産の庁舎の 取得・有効活用に関する財務省の役 割を開いてみますと、官庁施設の営 繕・保全を担当している国土交通省 官庁営繕部との協力・連携により、 施設の面から、各省各庁の業務の円 滑な遂行を支えていくという趣旨の 説明がされています。事務的に管理 するノウハウと、技術的に整備・保 全していくノウハウを協同させるこ とによって、利用者への理解、国民 ニーズ・地域ニーズに、的確な対応 を行っていく、ということだと想像 できます。

次に、国有財産の効率的使用・有 効活用~庁舎等使用調整計画~を 見てみました。行政需要の変化か ら、庁舎の床需要にも変化が発生 することから、モニタリングする 中で、調整していく仕組みが、構築 されているということを説明してい ます。面積の妥当性を判断する上で は基準で、ここでは明確な表現はさ れていないものの、国家機関の建築 物の面積については、国土交通省が 定めている国家機関の建築物及びそ の附帯施設の位置、規模及び構造に 関する基準に基づく新営一般庁舎面 積算定基準を活用しているのではな いでしょうか。民間の会社でも、ど の程度の面積を、社員・会社の業務 に必要な面積と考えるか、というこ とが、コスト、業務の円滑な実施、 社員のモーティベーション等、企業 活動の業績に影響を与える要素とい うことで、重要な基準の一つと伺っ たことがあります。建物利用者にも 納得感のいく基準であることも重要 で、国の庁舎では計画段階におい て、官公庁施設の建設等に関する法 律による意見書制度により、新営一 般庁舎面積算定基準が周知され、納 得感のある基準となっていることが こうした制度を円滑に進める一助に もなっていると想像しています。

また、新たな展開・取り組みでしょうか、<u>庁舎の余剰床の民間貸付け</u>や、<u>保育ママ事業への公務員宿舎の空きスペースの貸付け</u>といった活用方法も紹介されていました。国民の皆様方から、「いいね」と思われることでしょう。

読者の皆様も、是非、財務省のページをのぞいてみてくださいね。

注 1) ここでの考え方等につきまして は、筆者個人によるもので、公共建 築協会とは、関係ありません。

注 2) 下線部分にリンクを貼った PDF を、当協会ウェブサイト上で公開し ています。